

企業向け

進めよう！ ワーク・ライフ・バランス

労働相談をご活用ください

藤沢市では、賃金、労働時間、休日、就業規則、ハラスメントなど雇用・労働に関する問題について、労働者・事業主を問わず、相談をお受けします。
社会保険労務士が秘密厳守で対応しています。
いずれも要予約、市内在住・在勤・在学の方対象です。

日 時：毎週火曜日（祝日を除く）午後1時～午後4時
(1人45分以内)
会 場：藤沢市市民相談情報課
申込み：市民相談情報課
電話 0466-25-1111（内線 2577）
(月～金曜日 午前8時半～午後5時)

日 時：毎週土曜日（祝日を除く）午後1時～午後4時
(1人45分以内)
会 場：藤沢商工会館ミニパーク5階 ミーティングルーム
申込み：産業労働課労政担当
電話 0466-25-1111（内線 2227）
(月～金曜日 午前8時半～午後5時)

もっとワーク・ライフ・バランスについて知りたいあなたに

かながわ働き方改革

検索

かながわ働き方改革

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370161/> (神奈川県産業労働局労働部労政福祉課)

神奈川「働き方改革」

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120141.html
(神奈川労働局雇用環境・均等部企画課)



進めよう！ワーク・ライフ・バランス

2017年3月

編集・発行：藤沢市経済部産業労働課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 0466-25-1111（代表）
デザイン・装丁：株式会社ワキプリントピア



リーダーが変われば職場も変わる!
～誰もがいきいきと働く職場を目指しましょう～



「いい環境が、いい働き方、いい生き方につながっていく」

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域での生活や自己啓発などのプライベートな部分も充実させるという、豊かで実りのある人生を送るための考え方です。そして、この考え方は企業にとっても、優秀な人材の獲得や人材の定着につながるものとして、注目されています。

藤沢市では、いきいき働ける藤沢のまちづくりを目指して、2012年にふじさわワーク・ライフ・バランス宣言をしています。

なぜ、今、ワーク・ライフ・バランスが必要とされているのでしょうか？

優秀な人材の確保と定着、業務の効率化、生産性の向上などにつながるものとして、ワーク・ライフ・バランスの推進が注目されています。

企業の成長・発展のためには、誰もが多様な働き方を選択でき、女性や高齢者など多様な人材が働き続けられるよう、仕事と生活それぞれをバランスよく両立できる職場環境づくりが企業に求められています。



ワーク・ライフ・バランス 推進のポイント

CHECK!

- 経営者自身がワーク・ライフ・バランスの実現を率先したり、リーダーシップを發揮している。

→経営者の理解と取組姿勢を明確に示すことが不可欠です。
経営者自身がワーク・ライフ・バランス推進の意義を認め、道筋を示しましょう。
職場のリーダーも経営者と一緒に推進しましょう。

- ライフイベントに応じた制度が充実している。

→結婚、出産、育児、介護などの様々なライフイベントに応じて、例えば時短勤務や在宅勤務制度が整っているなど、勤務形態や休暇制度を整えましょう。

- 風通しのよい職場環境である。

→様々な制度が充実していても、それを使いにくい雰囲気では利用することにためらってしまいます。職場内のコミュニケーションを積極的に取り、多様な働き方を認め合う職場環境にしましょう。

- 従業員を大切にしていて多様な人材がいる。

→従業員を企業の財産ととらえ大切にし、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく意欲や能力のある人を多様な人材として活用しましょう。

どのような取り組みがあるの？

労働時間に関する取り組み

- ・ノーカンガムデーを設定し、定時退社を促す。
- ・育児・介護を抱える職員への時差出勤制度を導入し、従業員の事情にあわせた勤務を可能にする。
→時間管理が徹底され、時間外労働時間の削減、業務の効率化につながります。

休暇制度に関する取り組み

- ・家族に関わるイベントなどに使える記念日休暇、節目の時期に一定日数取得できるリフレッシュ休暇など特別な休暇制度の導入。
- ・子だけでなく、家族（親、兄弟、祖父母など）の看護にも利用できる看護休暇制度の導入。
→従業員の心身の健康保持、意欲向上につながります。

子育て・介護支援の取り組み

- ・子が2歳になるまで取得可能とする育児休業制度や子が小学校に就学するまで利用可能とする育児短時間勤務制度の導入。
- ・期間制限なしの介護短時間勤務制度の導入。
→育児や介護を理由とした離職の防止につながります。



従業員の意識改革への取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する研修や講演会の実施。
- ・従業員への声かけや取り組みの積極的な周知。
- ・管理職が積極的に休暇・休業制度などを利用し、利用しやすい環境を作る。
→職場の人間関係やコミュニケーションの向上につながります。

ワーク・ライフ・バランスの推進により、企業のイメージや評価の向上、優秀な人材の確保や定着にもつながります。
一つずつ取り組めることから取り入れていきましょう。

ワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣について

神奈川県では、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣を無料で行っています。
県内に事業所のある中小企業、各種団体等を対象とし、現状に応じたアドバイス・研修等を実施しています。ぜひご活用ください。

神奈川県 WLB アドバイザー

検索

お気軽にご相談ください



藤沢市の取り組み

藤沢市では、ワーク・ライフ・バランス推進のための会議や市内の企業を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及を進めています。

ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議

労働団体、経済団体、企業、学識者などが連携し、それぞれの立場をふまえながら広い視点での課題の共有を図り、本市におけるワーク・ライフ・バランスの推進について議論を行っています。

企業向けワーク・ライフ・バランス推進講座

市内に本社・支社・営業所がある事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの必要性、活用事例などについて話をする講座を開催しています。